

# 山口県高等学校文化連盟表彰規程

昭和62年4月 1日制定  
昭和62年7月14日改正  
平成元年4月 1日改正  
平成2年4月 1日改正  
平成6年4月 1日改正  
平成8年4月 1日改正  
平成15年4月 1日改正  
平成18年4月 1日改正  
平成24年5月11日改正  
平成25年5月10日改正  
平成26年5月 9日改正

第1条 山口県高等学校文化連盟規約第4条6号に基づく表彰規程を次のように定める。

(表彰の種類)

第2条 本規程に基づく表彰は、次のとおりとする。

- (1) 文化功労賞
- (2) その他、会長及び企画運営委員会が必要と認めたもの

(文化功労賞)

第3条 本賞は、山口県高等学校文化連盟加盟校の生徒であって、当該年度の卒業予定者を対象として授与する。

第4条 受賞人員は在籍生徒数120名に対し1名の割合を原則とする。

第5条 本賞の受賞者の選考は、当該学校に一任する。

第6条 本賞の受賞者の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 人格、識見共に優秀と認める者。
- (2) 芸術文化活動歴が優秀である者、ただし、その活動は学校の内外を問わない。

第7条 各学校は、受賞者を決定し、別記様式(1)により、本連盟事務局あて報告するものとする。

第8条 本賞の授与は、卒業式に関する行事に際し、施行することを原則とする。

(その他、会長及び企画運営委員会が必要と認めた者)

(優秀芸術文化賞)

第9条 本賞は、山口県高等学校文化連盟加盟校の生徒であって、各専門部において、全国大会等で特に優秀な成績をおさめたと認められた個人並びに団体を対象とする。

(功績賞)

第10条 本賞は、山口県高等学校文化連盟加盟校の教職員であって、長年にわたり本連盟の発展に寄与した者を対象とする。表彰は退職する年度または退職後に行う。ただし、専門部理事長を3期6年勤めた者は退任時に表彰することができる。

(優秀指導者賞)

第11条 本賞は、第10条功績賞対象者のうち、全国高等学校総合文化祭表彰規定により表彰された部の指導を行った者を対象とする。

第12条 第9条、第10条、第11条の授賞については、高文連企画運営委員会に諮り、これを決する。本賞の授与は県総文祭の総合開会式で行うことを原則とする。

## 附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。